

仕様書

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課

目次

1	調達件名等	1
	（1）調達件名.....	1
	（2）納入期限.....	1
2	前提条件	1
	（1）調達機器.....	1
	（2）作業内容.....	1
3	機器構成要件.....	1
	（1）機器要件.....	1
	（2）数量	2
	（3）納品場所.....	2
	（4）機器仕様.....	2
4	問合せ窓口	3
5	その他.....	3

1 調達件名等

(1) 調達件名

スマート保育用タブレット端末

(2) 納入期限

2025年（令和7年）7月11日（金）

機器納入日の詳細については、別途協議し本市の指示に従うこと。

2 前提条件

(1) 調達機器

スマート保育用タブレット端末

(2) 作業内容

- ・本調達の範囲は、機器の納入及び調整作業とする。
- ・機器納入前に十分な検査を行うこと。
なお、検収前に使用する機器に問題が生じた場合は、受注者の責任において問題を解決すること。
- ・納入場所については本市の指示に従うこと。
- ・機器の納入に関しては、納入する施設に損害を与えないよう十分注意を払うこと。その場合に生じた、事故、障害及び諸設備の破損等は、本市及び本市が指定する事業者の指示に従い、受注者が当該設備を無償にて復旧又は交換を速やかに行うこと。
- ・機器の納入に関しては、納入する施設に損害を与えないよう十分注意を払うこと。その場合に生じた、事故、障害及び諸設備の破損等は、本市及び本市が指定する事業者の指示に従い、受注者が当該設備を無償にて復旧又は交換を速やかに行うこと。
- ・納入後は、OSのバージョンを最新にし、本市が指定する機器との接続、設定及びアプリケーションのインストール作業を速やかに行うこと。
なお、詳細な設定事項については、別途協議の上、決定する。
- ・その他、問題が生じたときは、本市と協議の上、至急解決に当たること。

3 機器構成要件

(1) 機器要件

- ・全て最新の製品型番であり、新品、かつ、同一機種とすること。
- ・日本語に対応していること。
- ・OSは全て同一とし、OSのサポートは3年間以上提供すること。
- ・生体認証技術を用いたセキュリティ対策が実施可能であること。
- ・ハードウェア及びソフトウェアを同一メーカーが提供する製品であり、不具合時の受付や対応がワンストップで提供されること。
- ・視覚障がいや聴覚障害のユーザーに対するアクセシビリティ機能が充実していること。

と。

- ・撮影した写真を顔や撮影地ごとに整理でき、デバイス上での分類機能を有すること。
- ・タブレット端末導入に係る価格は、タブレット端末本体、付属品、納入及び調整作業に係る価格とする。
- ・検収日から１年間はメーカーによる製品保証を有すること。

(2) 数量

90台

(3) 納品場所

福山市役所本庁舎7階 保育指導課

(4) 機器仕様

No.	項目	仕様
1	形状	タブレット型 (W i - F i モデル)
2	ディスプレイ	11インチ以内
3	OS	iPad OS
4	ストレージ	128GB以上
5	インタフェース	IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 準拠 Bluetooth5.3以上
6	オーディオ	内臓スピーカー、内臓マイク
7	カメラ	インカメラ及びアウトカメラ
8	外部接続端子	Type-C×1以上
9	バッテリー	8時間以上
10	付属品	Type-C×1以上
11	本体重量	477g以下
12	その他	・マニュアル等は日本語にて記述され、オンラインでの参照も可能なこと。 ・APP Store が利用できること。 ・USB-C 経由で DisplayPort 出力に対応すること。 ・社内品、社外品問わず、ショルダーストラップ附属の防水ケースが市販され、容易に調達可能な製品であること。
13	参考品	iPad (第11世代)

※参考品以外で入札に参加する場合は、2025年(令和7年)5月22日(木)までに、仕様等が確認できるカタログ等(写し可)を次の担当者へ持参し、承認を得ること。承認を得ていない場合、入札に参加できない。

担当者：保育指導課(福山市役所本庁舎7階) 高橋

TEL：084-928-1049

4 問合せ窓口

技術担当者が駐在する本店又は支店等を福山市内に有し、本市保育指導課からタブレット端末等の使用方法など一般的な問合せへの対応を行うこと。

本市保育指導課からタブレット端末等の故障等の連絡を受けた場合、翌日までにタブレット端末等の引き取りを行い、タブレット端末等の交換・修理等の場合のメーカー対応を代行すること。

5 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) その他、本業務において、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

以上